

## 浜松市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者、法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者、法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者、法第48条第1項第1号に規定する指定介護老人福祉施設、法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者、法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者及び法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者の指定等、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法（以下「平成18年改正前介護保険法」という。）第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の指定の更新等、法第94条第1項の規定による介護老人保健施設並びに法第107条第1項に規定する介護医療院の開設の許可等に係る様式及び指定等に関して必要な事項を定める。

### (指定の申請等)

第2条 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第114条第1項、第115条第1項、第116条第1項、第117条第1項、第118条第1項、第119条第1項、第120条第1項、第121条第1項、第122条第1項、第123条第1項、第124条第1項及び第125条第1項の申請書の様式は、指定居宅サービス事業所指定申請書（第1号様式）とする。

2 省令第131条の2の2第1項、第131条の3第1項、第131条の3の2第1項、第131条の4第1項、第131条の5第1項、第131条の6第1項、第131条の7第1項、第131条の8第1項及び第131条の8の2第1項の申請書の様式は、指定地域密着型サービス事業所指定申請書（第1号様式）とする。

3 省令第132条第1項の申請書の様式は、指定居宅介護支援事業所指定申請書（第1号様式）とする。

4 省令第134条第1項の申請書の様式は、指定介護老人福祉施設指定申請書（第1号様式）とする。

5 省令第136条第1項の申請書の様式は、介護老人保健施設開設許可申請書（第1号様式）とする。

- 6 省令第138条第1項の申請書の様式は、介護医療院開設許可申請書（第1号様式）とする。
- 7 省令第140条の4第1項、第140条の5第1項、第140条の6第1項、第140条の7第1項、第140条の9第1項、第140条の10第1項、第140条の11第1項、第140条の12第1項、第140条の13第1項及び第140条の14第1項の申請書の様式は、指定介護予防サービス事業所指定申請書（第1号様式）とする。
- 8 省令第140条の24第1項、第140条の25第1項及び第140条の26第1項の申請書の様式は、指定地域密着型介護予防サービス事業所指定申請書（第1号様式）とする。
- 9 省令第140条の32第1項の申請書の様式は、指定介護予防支援事業所指定申請書（第1号様式）とする。
- （指定の更新申請等）
- 第3条 省令第114条第2項、第115条第3項、第116条第3項、第117条第3項、第118条第3項、第119条第2項、第120条第3項、第121条第3項、第122条第3項、第123条第3項、第124条第3項及び第125条第3項の申請書の様式は、指定居宅サービス事業所指定更新申請書（第2号様式）とする。
- 2 省令第131条の2の2第2項、第131条の3第2項、第131条の3の2第3項、第131条の4第3項、第131条の5第3項、第131条の6第3項、第131条の7第2項、第131条の8第2項及び第131条の8の2第2項の申請書の様式は、指定地域密着型サービス事業所指定更新申請書（第2号様式）とする。
- 3 省令第132条第2項の申請書の様式は、指定居宅介護支援事業所指定更新申請書（第2号様式）とする。
- 4 省令第134条第2項の申請書の様式は、指定介護老人福祉施設指定更新申請書（第2号様式）とする。
- 5 省令第136条第3項の申請書の様式は、介護老人保健施設開設許可更新申請書（第2号様式）とする。
- 6 省令第138条第3項の申請書の様式は、介護医療院開設許可更新申請書（第2号様式）とする。
- 7 省令第140条の4第3項、第140条の5第3項、第140条の6第3項、第140条の7第3項、第140条の9第3項、第140条の10第3項、第140条の11第3項、第140条の12第3項、第140条の13第3項及び第140条の14第3

項の申請書の様式は、指定介護予防サービス事業所指定更新申請書（第２号様式）とする。

８ 省令第１４０条の２４第３項、第１４０条の２５第３項及び第１４０条の２６第３項の申請書の様式は、指定地域密着型介護予防サービス事業所指定更新申請書（第２号様式）とする。

９ 省令第１４０条の３２第３項の申請書の様式は、指定介護予防支援事業所指定更新申請書（第２号様式）とする。

１０ 健康保険法等の一部を改正する法律附則第１３０条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた省令（以下「平成１８年改正前介護保険法施行規則」という。）第１３８条第２項の申請書の様式は、指定介護療養型医療施設指定更新申請書（第２号様式）とする。

（指定特定施設入居者生活介護事業所の指定の変更申請）

第４条 省令第１２６条の１３の申請書の様式は、指定特定施設入居者生活介護事業所指定事項変更申請書（第３号様式）とする。

（指定居宅サービス事業所等の特例等に係る別段の申出）

第５条 省令第１２９条、第１３０条、第１４０条の２０及び第１４０条の２１の申出書の様式は、指定不要申出書（第４号様式）とする。

第６条 省令第１３０条の５、第１３１条の１１の９、第１４０条の１７の６、第１４０条の２８の２の申出書の様式は、特例による指定不要申出書（第５号様式）とする。

（変更の届出等）

第７条 浜松市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則（平成２４年浜松市規則第５２号。以下「規則」という。）第５条第１項の届出書の様式は、変更届出書（第６号様式）とする。

２ 規則第５条第２項の届出書の様式は、事業再開届出書（第７号様式）とする。

３ 規則第５条第３項の届出書の様式は、事業廃止・休止届出書（第８号様式）とする。

（指定の辞退）

第８条 規則第６条の届出書の様式は、指定辞退届出書（第９号様式）とする。

（介護老人保健施設及び介護医療院の変更許可の申請）

第９条 規則第７条の申請書の様式は、開設許可事項変更許可申請書（第１０号様式）とする。

(介護老人保健施設及び介護医療院の管理者の承認申請)

第10条 規則第8条の申請書の様式は、管理者承認申請書(第11号様式)とする。

(介護老人保健施設及び介護医療院の広告事項の許可申請)

第11条 規則第9条の申請書の様式は、広告事項許可申請書(第12号様式)とする。

(指定介護療養型医療施設の指定の変更申請)

第12条 平成18年改正前介護保険法施行規則第139条の申請書の様式は、指定介護療養型医療施設指定事項変更申請書(第13号様式)とする。

(指定介護予防支援の委託の届出)

第13条 規則第11条第1項の届出書の様式は、指定介護予防支援委託届出書(第14号様式)とする。

2 規則第11条第2項の届出書の様式は、指定介護予防支援委託届出事項変更届出書(第15号様式)とする。

(業務管理体制の整備に関する事項の届出)

第14条 法第115条の3第2項第3号及び第4号に規定する介護サービス事業者に係る省令第140条の40第1項及び第3項の届出書の様式は、業務管理体制整備事項届出書(第16号様式)とする。

2 規則第13条第2項の届出書の様式は、業務管理体制整備事項変更届出書(第17号様式)とする。

(指定通所介護事業所等の設備の利用の開始等の届出)

第15条 規則第13条の届出書は、指定通所介護事業所等における宿泊サービスの実施に関する開始届出書(第18号様式)とする。

2 指定通所介護事業者、指定地域密着型通所介護事業者、指定認知症対応型通所介護事業者又は指定介護予防認知症対応型通所介護事業者(以下「指定通所介護事業者等」という。)は、規則第13条の規定により届け出た内容に変更があった場合は、指定通所介護事業所等における宿泊サービスの実施に関する変更届出書(第18号様式)により、変更の事由が生じてから10日以内に、その旨を市長に届け出るものとする。

3 指定通所介護事業者等は、規則第13条の規定により届け出たサービスの提供を休止又は廃止する場合には、指定通所介護事業所等における宿泊サービスの実施に関する休止・廃止届出書(第18号様式)により、その休止又は廃止の日の1月前までに、その旨を市長に届け出るものとする。

(エックス線装置等の設置等の届出)

第16条 省令第140条の2の4において準用する医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第24条の2の届出書の様式は、診療用エックス線装置設置届出書(第19号様式)とする。

2 規則第14条第3項の届出書の様式は、診療用エックス線装置廃止届出書(第20号様式)とする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)附則第11条の規定によりなおその効力を有するものとされた保険給付に係る同法第5条の規定による改正前の介護保険法(平成9年法律第123号)第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護及び同条第7項に規定する介護予防通所介護に係る浜松市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する取扱要綱の適用については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。